

お客様各位

2025年9月
野村證券株式会社

「野村の証券取引約款」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、2025年10月1日より「野村の証券取引約款」（外国証券取引口座約款）（個人のお客様用は第7章、法人のお客様用は第5章）を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

（下線部変更）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 第4条（決済会社管理証券の配当等の処理） （1）～（15）（省略） <u>（16）お客様が前各項によって受取る配当金等および 決済会社が換金した代金等の支払手続におい て、決済会社がその支払いを開始する日として指 定した日から5年を経過してもなお受領されない ときは、決済会社および当社はその支払義務を免 れるものとします。</u> | 第4条（決済会社管理証券の配当等の処理） （1）～（15）（省略） （新設） |
| <u>附則</u> | （新設） |
| <u>第1条（施行日）</u> 第4条（16）の改定は、2030年10月1日より施行 します。 | |
| <u>第2条（支払開始日が施行日前の場合の取扱い）</u> 改定後の第4条（16）の規定は、同項の施行日より前 の日を、支払いを開始する日として指定した配当金等およ び決済会社が換金した代金等についても適用します。 | |
| <u>2025年10月</u> | <u>2025年9月</u> |